

下水道 Q & A

《 はじめに 》

下水道の役割

私たちが安全で衛生的な生活をするうえで、下水道はおおきな役割を果たしています。私たちが家庭や工場などで使った水は下水処理場に集められ、きれいに処理された後、川や海へ放流されます。

また、下水処理場では、処理過程で発生する汚泥由来の肥料や処理水などの資源を有効活用することにより、水の循環型都市作りを進めています。さらに、雨水を速やかに排除する施設などを整備することで、安全で快適な生活をささえる重要な役割を担っています。

■ 快適な生活環境を確保します

家庭や工場からの排水された下水を処理することで、快適な生活環境を確保します。

■ 公共水域の水質を保全します

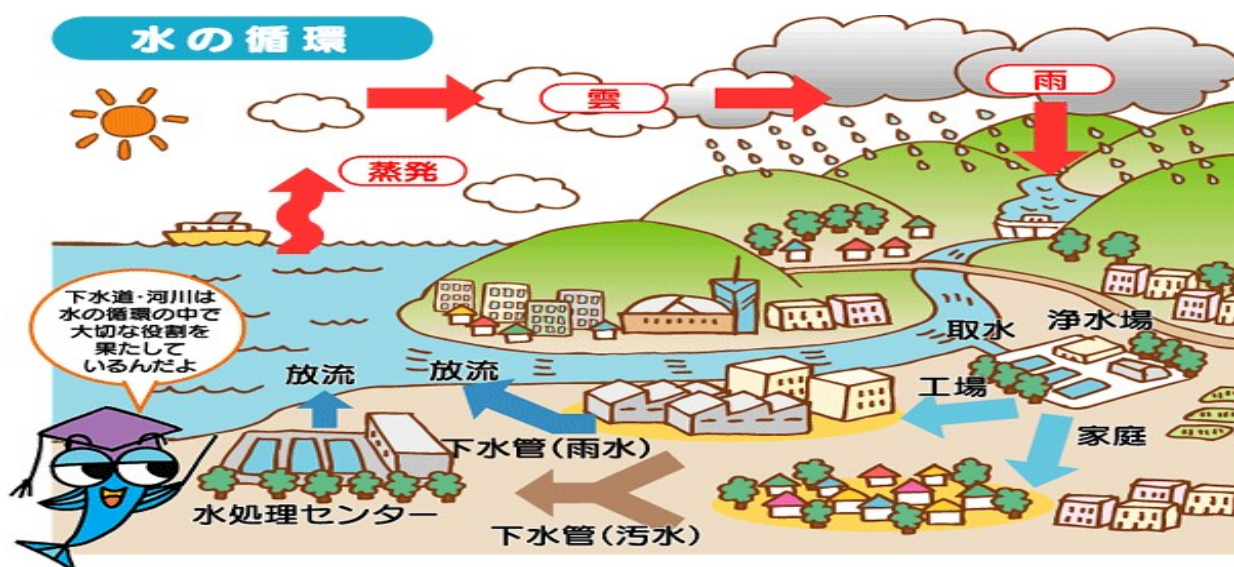
下水を処理し、きれいにした水を川や海に放流することにより、良好な環境を保ちます。

■ 浸水から街を守ります

道路や宅地に降った雨をすみやかに下水道管に流して、浸水からまちを守ります。

■ 下水道資源を有効に利用します

再生水や汚泥、消化ガス等の多くの利用可能な資源・エネルギーを活用することにより、省エネ・リサイクル社会の実現と地球環境の保全に貢献しています。



下水道のしくみ

■ 下水道施設のしくみ

家庭や工場から出た汚れた水(汚水)は、道路上にある「ます」をつうじて下水道管に流れていきます。下水を流す方式には、汚水と雨水を一つの管で流す合流式と、別々に流す分流式があります。分流式では、汚水は浄化センターで処理し、雨水はそのまま川や海へ流します。糸満市や沖縄県内では、分流式を採用しています。

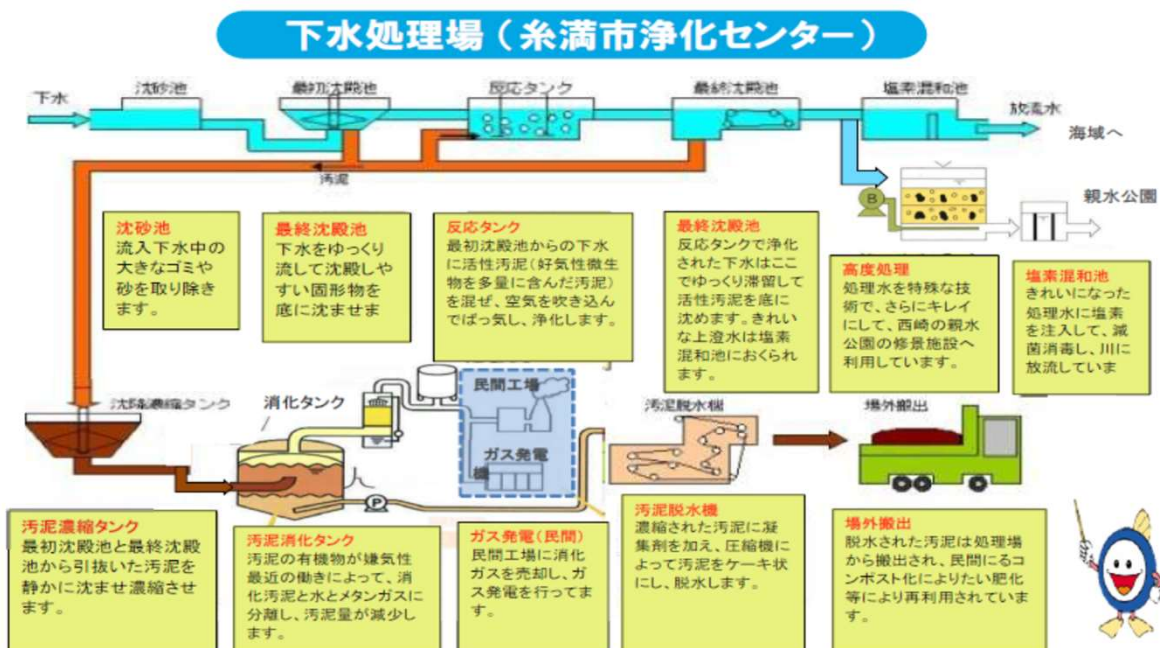
下水道は、主に次の3つの施設でできています。

1. 下水を集めて流す下水道管
2. 下水道管が深くなりすぎないように途中で下水をくみ上げるポンプ
3. 下水をきれいな水に処理する浄化センター

どの施設も正しく動くように日々点検、清掃、補修などを行っています。

◎糸満市浄化センター

下水処理場は、下水道管から流れた汚水をバクテリアなどの微生物が下水の汚れを食べることを利用して、下水をきれいにする処理施設です。きれいに処理された水をさらに一部は高度処理し、親水公園の水源に利用して、海に放流されて自然環境に戻っていきます。また、処理する過程で発生した汚泥は消化ガス発電やたい肥化して緑農地に有効利用されています。



1. 緊急時の対応について

Q.1 台所や洗面器の排水が詰まっている。

台所や洗面器の排水が詰まったときは、まずは排水口や排水トラップの異物を取り除いてください。その後、市販のラバーカップ等を使って除去してください。除去しきれない場合は、排水設備の業者等へご相談ください。

Q.2 排水の流れがわるい。

屋内の排水全体の流れが悪い場合には、敷地内の汚水ますを開けて点検してください。排水不良の原因がわからないときは、排水設備の業者等へご相談ください。

Q.3 排水口やその周辺から異臭がする。

排水口に逆流防止用のトラップが付いていない、正常に機能していないなどの排水設備の不良により、臭気が逆流している可能性があります。このため、宅地内排水設備の点検をお勧めします。不明な点は、排水設備の業者等へご相談ください。

Q.4 道路排水溝に詰りや破損がある。

道路排水溝の詰まりや破損は、公道が市道、県道、国道によって道路管理者が区分されています。まずは、糸満市の建設課道路管理係にご相談ください。公道に埋設されている下水道管渠やマンホールについては、下水道係へご連絡ください。

Q.5 マンホールやますから汚水があふれている。

公道上の下水道マンホールなどから汚水があふれる主な原因は、下水道管の詰まりなどがあります。このため、発生場所の確認と原因の調査を行いますので、下水道係へご連絡ください。

Q.6 道路上の汚水ますが壊れている。

公道上の汚水ますの場合は、下水道係にて対応します。なお、個人の所有する私道などの私有地にある汚水ますは個人の財産ですので、所有者の方の責任で修理していただく必要があります。所有者が不明な場合は、当該箇所の確認等を行いますので、下水道係へご連絡ください。

2. 下水道への接続工事について

Q.7 いつまでに下水道接続しますか。

公共下水道が整備されると、この区域の皆さんには次のことが義務付けられます。

(1) お住まいの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

(2) 台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。(下水道法第10条)

快適な生活をしていただくためにも、早急に公共下水道へ接続していただくようお願いします。

Q.8 公共ますに接続したい。

家屋や建物の近くにある公共ますに接続するには、下水道係への申請が必要です。
また、法令の定めにより接続工事は糸満市の指定した業者でなければ施工できません。
届出しないで下水道に接続した者は条例により罰則が科せられます。
工事指定店の名簿については、糸満市排水設備指定工事店一覧(別途HP掲載)をご覧ください。

Q.9 公共ますに接続できない。

下水道処理区域で土地や建物近くに公共ますが無い場合は、下水道事業が終了していますので、ます設置工事は自費で行う必要があります。
ますの新設工事の申請については、糸満市排水設備指定工事店へご相談ください。

Q.10 工事費はいくらかかりますか。

下水道への接続工事は、それぞれの建物の排水状況から公共ますまでの距離や深さ、または工事のやり易さなど現地の状況によって工事費が決まります。
できるだけ複数の指定店から見積りを取り、工事内容や工事期間などご相談されて決めることをお勧めします。

Q.11 下水道に接続した場合、浄化槽はどうしたら良いですか。

公共下水道に接続されれば、浄化槽は不要になります。
使用しなくなった浄化槽は、そのまま放置しておくことと陥没などの事故につながる可能性が高いため、下水道接続工事において撤去・埋め戻しを行う必要があります。

Q.12 無断接続による罰則はありますか。

市に申請することなく、下水道に排水接続すると条例違反になります。
工事に構造上の問題があると、下水管のつまりの原因になります。
管理者の確認を受けずに工事を行った者に対しては、罰則(5万円以下の過料)が科せられます。

また、使用者が、不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収の5倍に相当する金額以下の過料が科せられます。
無届工事とならないように、忘れずに届出をするようにしてください。

Q.13 雨水や地下水を下水道に接続できますか。

雨どいや地下水の排水は絶対に下水道に接続しないでください。
雨水や地下水が下水道管に流入すると施設の処理能力を超えてしまい、通常の処理ができなくなります。
既に接続されている場合は、市下水道係へご相談ください。

ただし、雨水や地下水など水道水以外の水を利用して下水道に排水する場合は、市下水道係へ申請が必要になります。
使用料金算定のため、使用水量メーターを設置をするなど毎月の使用量を市下水道係に報告することになります。

3. 下水道管の布設状況について

Q.14 下水道管の布設状況を知りたい。

糸満市下水道係が管理する下水道管の布設状況は、市下水道台帳により記録されています。
下水道台帳は、建物の新築や排水設備等の改造を行う際に、下水道管路の埋設状況の確認が必要となります。
図面の確認または、提供(無料)を希望される場合は、下水道係窓口に出してください。

Q.15 建築物の排水状況を確認したい。

私有地内の排水設備の状況については、建物や土地の所有者の方にお問い合わせいただき、現地調査を行ってください。下水道係では管理しておりません。

4. 下水道使用料について

Q.16 下水道使用料の減免申請はどのように行えばよいですか。

水道管の破損漏水などによる水道料金及び下水道使用料の減免については、水道料金の減免申請とほぼ同様です。
減免申請の手続きは水道部業務係にて行ってください。

Q.17 庭の散水に下水道使用料がなぜ発生するのか。

通常、使用水のほとんどが公共下水道に排出されていることから、条例により水道水については、使用水量をもって汚水排出水量とみなすと定めております。

これは、汚水の測定が技術的に困難であること。厳密に汚水を測定することにより、費用が増加することを考慮して、多少の誤差を許容しても費用を低額にとどめることが、下水道法に定める「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」という使用料の原則にかなうものと考えているからです。

また、仮に、庭の散水のみ専用の水道メーター機を取り付けたとしても、いわば、それがそのみに使用したという確認が困難であります。

このような使用料の算定は、県内の市町村はすべてこの方式を採っております。

5. 下水道への排水基準について

Q.18 排水基準を知りたい。

糸満市下水道への排水基準値は糸満市下水道条例で定めています。
条例で定めている次の基準に適合しない下水を継続して排除するときは、除害施設の設置等が必要となります。

放流する汚水の水質基準(一部抜粋)

検査項目		基準値
1	温度	45度未満
2	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
3	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき220ミリグラム未満
4	浮遊物質	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
	ア 鉱油類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
	イ 動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下

Q.19 キッチンから油は流せますか。

一般家庭や飲食店のキッチンから流れた油は下水道管に入って冷えて固まり、詰まりの原因になります。また、下水処理場に流れ込むと水処理が悪化し、処理運転エネルギーが増加します。

川や海の良い水環境を保つため、お皿や鍋についた油污は、洗う前に不要な布や古新聞紙などでふき取ってください。

なお、飲食店などの事業者は、油脂分を取り除くためのグリース阻集器を設置し、定期的に清掃してください。

Q.20 下水道に流してはいけないものはありますか？

排水口やますなどに次のようなものは流さないでください。

- (1) 食用油 は、管の表面に付着して固まり、詰まる原因になります。
- (2) トイレtpーパー以外の紙は、水に溶けにくいものは管が詰まる原因になります。
- (3) 髪の毛は、絡まって管が詰まる原因になります。また、処理場機械に絡まると設備が動か なくなつて停止してしまいます。
- (4) 薬品類や化学物質等(ガソリンなど含む)は、管の中で爆発したり、管を腐食させ たりする危険があります。また、水をきれいにしてくれる微生物を弱めてしまいま す。
- (5) ごみや土砂などは、管が詰まる原因になります。

家屋の排水設備や下水道施設の機能保全と損傷防止のためにご協力ください。

Q.21 エコな利用方法はありますか？

ごみを流さないようにする、食べ残しや油汚れなどは拭き取ってから洗う、石けんや洗剤は必要以上に使わないなどで下水処理への負荷、さらには環境への負荷を 減らすことができます。

各家庭からは少しだけだとしても、処理区域内全体から集まると大量の汚れとなります。

汚れが大量になると、処理するための電気や燃料はその分多くなって温室効果 ガスの排出を増やしてしまいます。

また、河川や海域への放流水質についても、悪影響を及ぼしかねません。下水道を上手に使うことは、家庭でできる一番身近なエコ活動です

Q.22 ディスポーザ使用できますか。

単体式ディスポーザ(生ごみ破砕機)使用は禁止しています。

ディスポーザは、野菜くずや魚など、台所の生ごみを砕いて水といっしょに下水に流し込む機械です。ディスポーザを単体で使用すると生ごみを簡単に台所からなくすことができますが、以下の問題が発生します。

- (1) 下水管内の堆積物が増加し、詰まる。
- (2) 下水管内の生ごみが腐敗し、悪臭が発生する。
- (3) 下水浄化センターの処理が増え、放流水質が悪くなる。

以上の理由により、下水施設や環境(川や海)に悪い影響を及ぼすことから、ディスポーザ単体での使用は禁止しています。

6. 指定工事店、排水設備工事責任技術者について

Q.23 指定業者とは何か。

排水設備の設置工事は、法令等の規定に適合するものでなければ、排水設備は、もとより公共下水道の機能にも影響を与えるおそれがあります。

このため、排水設備の工事は、下水道管理者である糸満市長の指定を受けた指定店でなければ施工できません。

Q.24 糸満市排水設備指定工事店の指定を受けたい。

糸満市の指定事業者になるには、沖縄県内に事業所があることと排水設備工事責任技術者が1名以上専属でいることが要件となります。

詳しくは、下水道係へお問い合わせください。

Q.25 下水道排水設備工事責任技術者の資格を取得したい。

下水道排水設備工事責任技術者の資格を取るには、所定の試験を受けていただく必要があります。試験の各種要件については、沖縄県下水道協会のホームページをご覧ください。

7. その他

Q.26 排水設備とは何か。

ご家庭内で流した下水(汚水)を公共下水道に排出するまでの宅地内の排水管等の施設の総称を「排水設備」といいます。さらに、複数の宅地から流れる下水(汚水)を私道にまとめて公共下水道に排出する私道排水設備もあります。

排水設備には、トイレ、台所、風呂場及び洗濯場などの屋内設備と、雨どいなどの屋外施設があり、各家庭で管理することになります。

Q.27 除害施設を設置したい。

特定事業場以外の工場、事業場であっても下水道の施設の機能を妨げ、または施設を損傷させるおそれのある汚水は、下水道排除以下の基準にしてから下水道に流さなければなりません。

除害施設を設置する場合、所定の届出を行う必要があります。また、既にある除害施設の構造等、届出内容に変更があるときも届出を要します。

詳しくは、下水道係へ相談ください。

Q.28 特定施設を設置したい。

特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として、法令によって特別に指定された施設(事業場)です。

特定施設の設置等を行う場合は、下水道法の規定により、届出を行わなければなりません。

詳しくは、下水道係へご相談ください。

Q.29 下水処理場を見学したい。

糸満市公共下水処理場(名称:糸満市浄化センター)の施設見学を希望される団体等は、処理場委託業者との日程の調整がありますので、下水道係までご連絡ください。

お問い合わせ

水道部 工務課 下水道係

電話番号 : 098-840-8145

ファクシミリ : 098-994-2988